## 「ジャパンサーチ(仮称)との連携促進のための説明会」

# デジタルアーカイブジャパン構築に向けた 国の取り組みについて

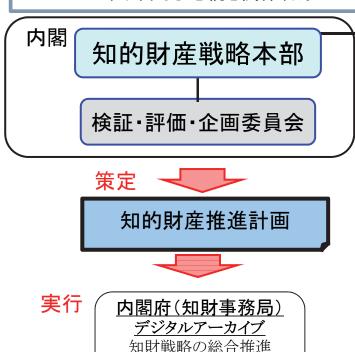
平成30年5月16日

内閣府 知的財産戦略推進事務局



## 知的財産戦略の推進体制

- ✓ 知的財産戦略本部は、「知的財産基本法」に基づいて2003年に設置。政府全体の知的財産推進計画の 作成・推進、知的財産に関する重要施策の企画・推進・総合調整を推進。
- ✓ 「知的財産基本法」に基づき、毎年「知的財産推進計画」を策定。「コンテンツ振興法」に基づき、コンテンツ振興施策について、毎年知的財産推進計画においてとりまとめ。
- ✓ 2013年に「アーカイブに関するタスクフォース」設置。2015年に関係省庁等連絡会・実務者協議会を設置し、20 17年4月、関係機関の取り組みの方向性に関する報告書及びアーカイブ機関等を対象としたガイドラインを公表。
- ✓ 2017年以降も引き続き関係省庁による推進会議及び実務者検討委員会において推進策を議論。



知財教育

クールジャパン

### 経産省(特許庁)

産業財産権 不正競争防止法 クリエイティブ産業

### <u>文科省(文化庁)</u>

著作権 産学連携 メディア芸術

### 総務省

放送番組 育成者権 地理的表示

### 【主な任務】 ・知財戦略*の*

- ・知財戦略の企画・立案及び実施
- ・政府各省の施策の連携促進・調整

### 【構成要員】

本部長: 内閣総理大臣

副本部長:内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(知的財産戦略)

文部科学大臣、経済産業大臣

本部員: 全大臣・有識者(10人)

川上 量生 カドカワ株式会社 代表取締役社長

五神 真 国立大学法人東京大学 総長

小林 喜光 株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役会長

迫本 淳一 松竹株式会社 代表取締役社長

林 いづみ 弁護士、桜坂法律事務所パートナー

竹宮 惠子 漫画家、京都精華大学 学長

日覺 昭廣 東レ株式会社 代表取締役社長

原山 優子 総合科学技術・イノベーション会議 議員

山田 理恵 東北電子産業株式会社 代表取締役社長

渡邉 敬介 弁理士、豊栄特許事務所顧問、日本弁理士会会長

### 農水省 / 法務省

一 「権」訴訟制度

### 外務省

条約

### <u>財務省</u>

模倣品·海賊版 水際措置

#### 警察

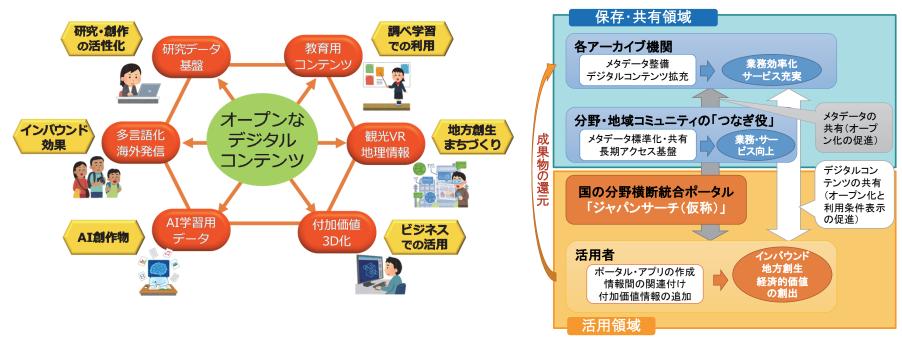
模倣品·海賊版 国内対策

. . .

## デジタルアーカイブの連携に関する検討について

### 現状と課題

- 分野・地域を超えて日本の知識を集約するデジタルアーカイブ(デジタルアーカイブジャパン)を構築することにより、教育・防災・ビジネスへの利活用が期待でき、インバウンドの促進や海外における日本研究への活用にもつながり得る。
- EU、米国、韓国、NZ等諸外国においても政府主導でのデジタルアーカイブの整備が進展している。
- 我が国においても、コンテンツのメタデータ(目録、所在情報等)を共有できる「分野横断統合ポータル」を構築するとともに、オープンなデジタルコンテンツを増やし、デジタルアーカイブの利活用を促進し、様々な用途でデジタルアーカイブが利活用される社会、すなわちデジタルアーカイブ社会を実現する必要がある。



デジタルアーカイブ社会のイメージ(例)

デジタルアーカイブの共有と利活用に向けて

## デジタルアーカイブジャパンの実現に向けた工程表 (全体)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2020年度 以降
検討・ 実施体制	デジタルアーカイ 関する関係省庁 実務者協議会		デジタルアーカー	イブジャパン推進3 ム	委員会·実務者検	討委員会	>>
分野横断 メタデータ フォーマッ ト			進委員会にお て検討・決定	フォーラムなどに	こおいて周知	不断の見直しと	継続的な周知
つなぎ役 とアーカイ ブ機関に 対する支 援策			態・二一ズ調査	いてニーズの洗い 予算措置の土、デ 化の支援策を集り 内での恒常的なデ	デジタルアーカイブ 中的に実施 ー		、デジタル化)
ジャパン サーチ(仮 称)開発			プロトタイプの構要件など	築、基本設計・	詳細設計、開発	など	
NDLとつ なぎ役と の連携促 進	NDLサー	つなぎ役とな		ブとNDLとの連携 Iトタイプ)と接続	の調整検討・接続	ジャパンサーチ	(仮称)と接続

## 実務者検討委員会における第一次中間取りまとめについて

### 議論の背景

- 2020年までの立ち上げを予定している統合ポータル「ジャパンサーチ(仮称)」の構築を進め、関係省庁・機関が2017年9月にデジタルアーカイブジャパン推進委員会が決定した工程表に沿った取組を着実に進めるとともに、産学官が協力して社会全体でのデジタルアーカイブの構築・オープン化に取り組む必要性。
- 様々なデータが日常的に利活用されやすい条件で提示され、新しいコンテンツ等を生み出せるような環境を作り出すことにより、デジタルアーカイブを日常的に活用する社会を実現する必要性。
- ⇒上記必要性を踏まえ、デジタルアーカイブ推進に係る実務的課題に対応するために設置された「実務者検討委員会」 (平成29年10月~ 座長:高野明彦国立情報学研究所教授)において、第一次中間取りまとめを作成した。

## デジタルアーカイブ社会の 実現に向けた主な検討事項

### ▶ 共通メタデータフォーマットの策定

- ジャパンサーチ(仮称)に<u>データを提供する機関の作業負担をできる限り軽減</u>しつつ、さまざまな分野の<u>多様なデータの利活用を促進</u>することも可能にするため、ジャパンサーチ(仮称)の共通メタデータフォーマットを策定。
- 共通メタデータフォーマットには、ジャパンサーチ(仮称)との<u>連携のためのフォーマット(連携フォーマット)</u>と、 集約されたメタデータを<u>利活用するためのフォーマット</u> (利活用フォーマット)の二つを用意。

### デジタルアーカイブアセスメントツールを整理

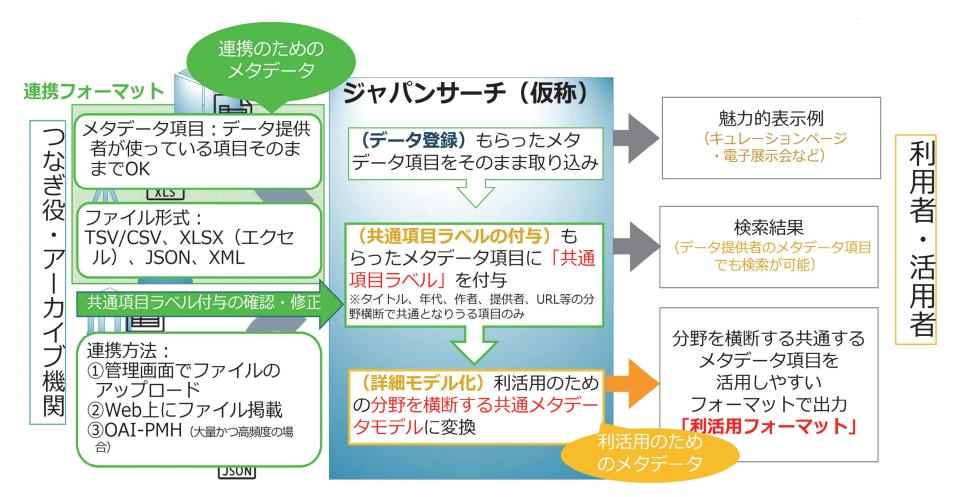
- 来館者数やアクセス数等の従来型の指標だけでは、 デジタルアーカイブの取組が適正に評価されないとの 指摘に対応し、「デジタルアーカイブアセスメントツー ル」を作成。
- <u>各組織において求められるレベルが異なる</u>ことを踏まえ、<u>項目ごとに三段階のレベルを用意</u>し、自らのミッションや役割を認識したうえで、必要な項目を選べる。

### 今後の主要検討課題

- 本委員会は2020年までの3か年の設置期限において 議論を進めていくこととされているため、引き続きデジ タルアーカイブ社会の実現に向け、議論を進めていく こととしている。
- 今後は、以下の課題を中心に議論していくこととされた。
  - (1)利活用モデルの模索やそのための制度的課題の整理
  - (2)新技術を活用したデジタルアーカイブの構築の在り方の検討
  - (3)長期利用保証の在り方の検討
  - (4)ジャパンサーチ(仮称)上での共通メタデータフォーマット を踏まえた、各分野におけるメタデータの在り方の検討
  - (5)各分野・地域におけるつなぎ役の役割や分担の明確化、 つなぎ役に対する国の支援策の検討
  - (6)メタデータ等のオープン化の実施、コンテンツの二次利 用条件表示の促進策の検討(望ましい権利表記の共有 等)

## ジャパンサーチ(仮称)における共通メタデータフォーマットの検討の概要

- ■データ提供機関の作業負担が増えないよう、どのようにメタデータをジャパンサーチ(仮称)に集約するか、集約されたメタデータの利活用を促進するためには、どのように活用者に提供していくかという二面から、最適な共通メタデータフォーマットを検討。
- ■データ提供機関のメタデータモデルをそのままの形で受け入れる「連携フォーマット」と、分野で横断して共通に利用可能なメタデータ項目を活用しやすい形で提供する「利活用フォーマット」の二種類に整理。



出典:第一次中間取りまとめ(平成30年4月 実務者検討委員会)

## デジタルアーカイブアセスメントツールの概要

- ■デジタルアーカイブの構築を進めても、HPへのアクセス数や入館者数だけで アーカイブ機関やつなぎ 役への評価が行われ、デジタルアーカイブの質や取組みに着目した評価が行われていないとの指摘が寄せられてきた。
- そのため、デジタルアーカイブの質や取組みを機関の規模や役割別にどういったレベル感で進めていくことが望ましいのかにつき「組織的基盤の取組」や「メタデータの整備・公開」、「デジタルコンテンツの作成・公開」、「オープン化・二次利用可能性」、「持続可能性の担保」などの項目に分けて整理。
- このデジタルアーカイブアセスメントツールは、アーカイブ機関・つなぎ役自らの達成状況を把握するためのツールとして活用されることを想定している。
- ■以下は、評価ツールの一部抜粋。

#### デジタルアーカイブアセスメントツール

	アーカイ	つなぎ役モデル	
	標準モデル (小規模機関であっても行うことが推奨される水準)	先進モデル (各機関のミッション等の必要に応じて目指す水準)	(分野・地域コミュニティのつなぎ役の役割をもつ機関が目指す水準)
1 組織的基盤の取約	AL CONTRACTOR OF THE CONTRACTO		
①方針・計画	運営者の年度計画等にデジタルアーカイブに関する取組についての記載がある。	デジタルアーカイブに関するビジョン又は戦略計画がある。	運営者の計画等に当該コミュニティのネットワーク構築についての記載がある。
②予算	デジタルアーカイブのための予算が確保されている。	デジタルコンテンツ拡充のための予算に加え、公開の継続やメタデータ連携に必要な 予算、システムリブレースやデータ移行のための予算も確保している。	ネットワーク運営のための予算を確保している。(システムリプレースやデータ移行のための予算も含む。)
③人材確保	デジタルアーカイブに関する知識を持つ人材を確保している。	専任の担当部署又は担当者を組織的に配置し、デジタルアーカイブに関する知識を持つ人材を確保している。	デジタルアーカイブに関する知識を持ち、ネットワークを構築・運営できる人材を確保している。
④人材育成		自館でデジタルアーカイブに関する勉強会等を開催し、担当者以外にも知識の共有を 図るよう努めている。	デジタルアーカイブに関する研修会・講習会の実施等によって、当該コミュニティのアーカイブ機関に関する人材育成を支援している。
⑤長期保存		デジタルアーカイブのデータの管理や保存のリスクを認識し、国際的な動向を踏まえた 長期保存に関する方針・文書等がある。	当該コミュニティ全体のためのデジタルアーカイブのデータ管理や長期保存に関する方針・文書等がある。または情報共有の仕組みを用意している。
⑥セキュリティ	情報セキュリティに関する方針・文書等がある。	情報セキュリティに関する方針・文書等がある。	情報セキュリティに関する方針・文書等がある。
⑦利活用の促進	デジタルアーカイブの利活用を促進するための広報に関する方針・文書等がある。	デジタルアーカイブの利活用を促進するための広報に関する方針・文書等があり、その 効果を定期的に検証している。	当該コミュニティが提供するデータの利活用を促進するための取組に関する方針・文書 があり、その効果を定期的に検証している。
8外部識者	(人材確保がない場合など)自機関で不足しているデジタルアーカイブの情報等について、外部の有識者からアドバイスを受けている。	外部の有識者からの指導・フィードパックが受けられる体制(委員会等)を整えている。	当該コミュニティの関係者や有識者から指導・フィードバックが受けられる体制(委員会等)を整えている。
2 メタデータの整備・	- L ・公開 ※ガイドラインp.8 2(1)メタデータの整備		
①整備	所蔵するコンテンツの主要なものについて、電子的にメタデータを整備している。	所蔵するコンテンツの大部分について、電子的にメタデータを整備しており、定期的に 新規作成・更新作業を行っている。また、メタデータの品質管理も行っている。	当該コミュニティから集約したメタデータの品質管理を行っている。
②公開状況	整備済みメタデータをWeb上に公開している。(ガイドラインに沿った形であれば方法は問わない。)	整備済みメタデータを利便性の高い方法(検索機能、地図表示等)で公開している。また、公開するメタデータを最新の内容に保つ仕組みを備えている。	当該コミュニティから集約したメタデータを利便性の高い方法(検索可能、地図表示等) で公開している。
③連携状況	当該コミュニティのつなぎ役又は関連する機関にメタデータを提供している。	当該コミュニティのつなぎ役にメタデータを提供している、又はつなぎ役がいない場合 は、直接ジャパンサーチ(仮称)と連携している。	当該コミュニティのメタデータを集約し、関連するポータルサイトに提供している、又は自らポータルサイトを提供し、ジャパンサーチ(仮称)と連携している。
④標準化		メタデータフォーマットが当該コミュニティの標準に対応している、又は組織内において 統一的なメタデータフォーマットを整備している。	当該コミュニティの標準的なモデルとなるメタデータフォーマットを作成し、維持管理する とともにその情報を公開している。または、当該分野の国際標準等の作成・更新や普及 に関わっている。
⑤多言語対応		公開中メタデータについて、日木語以外の言語(英語、中国語、韓国語等)でも提供して いる(名称/タイトル等、メタデータの一部の項目でも可。ローマ字対応でも可。)	

## 「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」の概要

### 対象と目的

- 博物館・美術館、図書館、文書館、大学・研究機関、企業、官公庁・地方公共団体などの様々なコンテンツを保有する「アーカイブ機関」が、コンテンツの活用を意識しつつ、自らのデジタル情報資源の整備・運用のために役立つものとなるよう作成。併せて、アーカイブデータを活用する者が留意すべき点及び取り組むべき事項についても提示。
- 本ガイドラインに沿って提供されたメタデータ等によって、アナログも含めた多様なコンテンツが探索しやすくなり、観光・学術研究・教育・防災・ビジネスなどの様々な分野における活用が進展することが期待される。

### 本ガイドラインの主な内容

【デジタルアーカイブの整備に当たって行うこと】

〇コンテンツのメタデータ(目録、所在情報等)の整備、デジタルコンテンツの作成・収集 など

【データを共有するに当たって行うこと】

- 〇メタデータ、サムネイル・プレビュー、コンテンツのオープン化(自由な二次利用が可能)の推進
- ○メタデータ、サムネイル・プレビュー、コンテンツの利用条件の表示を推奨

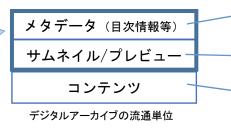
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	— · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
データ種別	自らが著作権を保有するものの二次利用条件
メタデータ	CC0
サムネイル/プレビュー	CCO、CC BY、(PDM)
デジタルコンテンツ	CCO、CC BY、(PDM)

○メタデータの共有のため、表形式データでのウェブ公開のほか、分野・地域のコミュニティの「つなぎ役」との連携など

【データを活用するに当たって行うこと】

○アーカイブデータの活用者による、付加価値情報のデータ提供者へのフィードバック、情報間の関連付け など

上二つをオープンに(自由な二次利用が可能な条件で)流通させることで、コンテンツの活用が促進される



書誌・目録データ、文化財基礎データ等のテキスト (英語・ローマ字での表記にも留意)

コンテンツの縮小画像(サムネイル)、本文テキストの 一部表示や数秒程度の音声・動画(プレビュー)等

デジタルコンテンツのほか、アナログ媒体の資料・ 作品等も含む。